

会 議 録

行 田 市 教 育 委 員 会 平 成 2 7 年 第 1 3 回 1 1 月 定 例 会

招集年月日	平成27年11月18日(水)	開会場所	行田市郷土博物館 会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会11月18日(水) 午後2時00分 閉会11月18日(水) 午後3時55分	教育長	森 郁子
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田昌久
		仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要	
1	森 郁子		
2	岸田昌久		
3	町田祥子		
4	鹿山高彦		
5	増田雅久		
議 事 参 与 者		書 記	
学校教育部長	小河原 勝美	書記長	内田 親生
生涯学習部長	猪野塚 敏和	書記次長	吉田 武司
学校教育部次長		書 記	佐久間 久美
兼学校教育課長	柿沼 耕一		
生涯学習部次長			
兼教育文化センター所長兼中央公民館長	宮崎 勝行		
教育総務課長	内田 親生		
学校給食センター所長	前島 伸行		
ひとつくり支援課長	杉山 孝義		
スポーツ振興課長	橋本 雅至		
文化財保護課長	中島 洋一		
郷土博物館長	栗本 広宣		
図書館長			
兼視聴覚ライブラリー館長	石川 隆美		
教育研修センター所長	春田 盛男		
学校教育課主幹	関根 渉		

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案 8 件及び報告事項 1 件である。日程第 1 及び日程第 5 ないし日程第 7 の 3 議案については議会案件であることから非公開とするが、議事録については議会終了後となるので公開としたいと思う。日程第 2 については、個人情報に関する案件であることから非公開とするが、その外については、公開としたいと思うが、良いか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、10 月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 10 月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 議案第 5 2 号について説明する。 本案は、平成 10 年 4 月に改定して以来 17 年間据え置いていた学校給食費を改定するため、規則の一部を改正しようとするものである。 学校給食費改定の理由については、現在、牛乳等の食材の物価上昇や平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに対応するため、献立を工夫するなど栄養基準を満たしながら学校給食の提供に努めてきたが、栄養基準を確保して献立の質を維持していくことが、これ以上は大変困難な状況となっている。 このような状況を踏まえ、今後とも児童生徒に必要な栄養を</p>	
	<p>議案第 5 2 号 行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について</p>		

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>供給し、魅力ある安心・安全な給食を継続するため給食費を改定するものである。</p> <p>3枚目、新旧対照表をご覧いただきたい。</p> <p>改正前、第7条第1号の小学校児童 月額「3,650円」を改正後「4,100円」に改め、同条第2号の中学校生徒 月額「4,400円」を改正後、「4,850円」に改めるものである。</p> <p>附則についてご説明する。1枚戻り、2枚目をご覧いただきたい。</p> <p>附則は、施行期日を規定するもので、平成28年4月1日から施行するものである。</p> <p>なお、去る10月23日開催の学校給食センター運営委員会で審議をし、了承いただいております、その時の資料を参考として添付させていただいている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 学校給食費は長い間据え置きということだったので、改定されてよかった。</p> <p>先だって行われた学校給食運営委員会で提案され、決められたわけだが、その運営委員会には保護者の代表の方々も出席され説明を受け、賛同を受けての議決だと思う。</p> <p>これから保護者の方々の理解をいただけるように、理由等説明してほしい。</p> <p>学校給食センター所長 学校、保護者に理解していただけるよう対応していきたい。</p> <p>岸田委員 学校給食センターだけではなく、学校教育課とも連携をとり、校長会等全ての組織で理解が得られるようお願いしたい。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p>
--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>年々上昇する牛乳や消費税率の上昇に対応するため、黒糖パンやデザートの使用回数を抑えていたとあるが、値上げ後に黒糖パンやデザートが増えるのは好ましいと思わない。健康のために良い食材や学力向上のために役立つ食材を採用することが好ましいと思う。そういった食材を調達するにはコストがかかるので、値上げが必要であるということであれば保護者の方が納得してくれるのではないかと。</p> <p>それと、米飯は安くなっているのに米飯を増やしたほうが良いのではないかと。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>パンについては、栄養価、そして、子どもたちの喜ぶものを考えたいと思う。</p> <p>米飯については、お米の収穫の状況によって上がったたり下がったりするようである。平成10年度以降、右肩上がりというわけではなく収穫量に応じて価格が決められている。</p> <p>鹿山委員</p> <p>資料を見ると11ヶ月で平均を出しているが、何月が抜けているのか。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>8月分は給食がないので抜けている。行田市では8月分は給食費を徴収していない。</p> <p>鹿山委員</p> <p>たとえば、保護者に理由を説明して8月分も給食費を徴収するようにすると1ヶ月あたりの給食費は現在より少し（50円～100円程度）の値上げですむが、そういったことも検討したのか。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>8月は夏休みということ、給食が出ないということで給食費は徴収しない形になっている。埼玉県内の他市町村もほとんどが8月分は徴収しない形である。</p> <p>鹿山委員</p> <p>小学校1、2年生の低学年と高学年に給食の量の違いはある</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>のか。</p> <p>学校給食センター所長 小学校1・2年生、3・4年生、5・6年生で量は分けている。</p> <p>鹿山委員 たとえば、低学年、中学年、高学年で給食費の値段を変えるという方法もある。</p> <p>学校給食センター所長 今までの慣例も含め検討したが、最終学年まで行田市にいてもらうということも踏まえ、小学校は小学校で一つの値段で考えている。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 資料の折れ線グラフだが、グラフを見ると横ばいなのでこれを見てしまうと値上げしなくてもいいと思ってしまう。 2、3、4ページの折れ線グラフについて何を示しているのか説明してほしい。 私としては材料費がすごく上がってしまったので、市から食材費を補填しなければいけない額が上がってきているということを見たいと思った。</p> <p>学校給食センター所長 2ページ目、3ページ目は小学校、中学校で単価の推移を表しているので、2ページ目の小学校のほうで説明させていただく。 給食費の単価を設定するにあたり、一食あたりの単価で計算している。その中で年度ごとに主食、牛乳、副食、消費税分という形で分け、今までの推移を表している。主食については、平成10年度から平成25年度分までの給食の質を維持していきたいという主旨のもとから単価を設定するにあたってこちらの表を作った。そこで一番下に平均を記載している。牛乳については、平成10年度が36.47円だったが、年々上昇しており今年度では47.75円と、10円のプラスとなっている。</p>
--	--	---

	<p>折れ線グラフにするとかすかな微増にはなるが、給食費単価とすると10円というのはかなりの割合になっている。</p> <p>岸田委員 なぜ、市費負担分を入れなかったのか。</p> <p>学校給食センター所長 今回は給食費の額を設定する目的だったので、市費負担額分は省かせてもらった。</p> <p>岸田委員 子どもたちの給食の質を高めるために多くの市の税金を使っている。今回、それを改正するので市費負担額分のグラフがあるほうが説得力があると思う。</p> <p>教育長 保護者に説明する際、委員さんから話があったことを生かした資料を作成し、説得力のあるものをお願いしたい。</p> <p>鹿山委員 前回改定したのが平成10年であり消費税率が5%になった翌年ということになる。今回改正し、平成29年には消費税率が10%になると言われているが、10%になったときはまた改定するのか。</p> <p>学校給食センター所長 今回の改定は今までの食材費の上昇と消費税率8%に対応しているものである。平成29年4月に予定している消費税率10%の対応については軽減税率の導入の動向も含め、それが食材費にどう影響してくるか、改定が必要かどうか今後判断していきたい。</p> <p>町田委員 中学校の給食費の差額の4円という数字はすぐに超えてしまうのではないかという心配がある。また、450円アップというのは一気に上がってしまうという感じがするが、段階的に上げる方法は検討しなかったのか。</p>
--	--

	<p>学校給食センター所長</p> <p>適正な価格で対応していくために、450円増える設定をさせてもらった。平成4年のときに小学校で400円、中学校で600円増額を行った経緯がある。県内でも平成26年以降、500円以上値上げしているところが上尾市の中学校、長瀬町の小・中学校、皆野町の小・中学校、越谷市の中学校である。このような状況から行田市においても理解されるのではということによって改定させてもらった。</p> <p>町田委員</p> <p>ぜひ、保護者に理解してもらえるよう、わかりやすい説明をお願いしたい。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>来年度事業として、子育ての負担軽減ということで第3子以降の学校給食費を補助する計画があるので、それを含めて理解していただけるのではないかと思う。</p> <p>町田委員</p> <p>それを含めたうえでのこの金額なのか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>含めているわけではなく、適正な価格である。</p> <p>町田委員</p> <p>市費負担が増えるということか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>そのとおりである。</p> <p>それと、就学援助制度というものがあるので給食費が値上がりしても低所得世帯については今後も支援がある。</p> <p>町田委員</p> <p>市費負担の額は上限はあるのか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>基本的には給食法や市の条例にもあるように、食材費については原則保護者の負担とする。上限については市は公会計で</p>
--	--

市の予算を通しており、その中で認められていたので上限はない。ただ、これがあまりにもひらくのはおかしいので適正なところを考えて改定していかなければならない。上限はないが、本来は0である。

また、私会計というのがあるが、学校ごとに納付金をとってその中で給食を作っているところがある。そういったところは市からのお金は出しておらず、予算がなくなると給食を抜いたりしている。

行田市の場合は、市の予算を通しているので歳出予算が確保されていることから提供できるということで少しシステムが違う。

教育長

他に何か質問等はあるか。

増田委員

小学校のPTA会長をやっていたとき、試食会に参加した際、給食センターの方の努力に頭が下がる思いだった。そのときに懸案となっていたのが給食費の未納問題で、通常試食会に出られた保護者の方は、努力に感激し未納のないようにしなければいけないということで意見は一致するのだが、中には努力をわからずに、払うものを払わない人がいたことは事実である。

給食費の値上げに伴い、懸念される未納問題はどのように考えているのかということと、なるべく試食会に多くの保護者に参加していただき、そのシステムや努力をされている部分をアピールしたほうが良いと思う。

学校給食センター所長

未納問題は学校と連携を図ることが未納対応にかなり大きな力になるということがわかっている。

9月に未納事案に対して学校に出向き個別対応していったところ、主な理由は生活が厳しいという未納がほとんどであった。現在は就学援助制度で給食費を補助してもらっているが、就学援助制度を受ける以前の給食費が支払えなかったという家庭が多い。そういった中で就学援助制度の周知の徹底を図り、未納をなくしていくのが良い方法ではないかと考えている。そのため、学校との連携をはかっていくことが大切だと思う。

	<p>議案第53号 行田市放課後子ども教室 運営委員会委員の委嘱につ いて</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 議案第53号について説明する。 本案は、行田市放課後子ども教室運営委員会委員の任期が平成27年11月30日をもって満了することから、新たに委員を委嘱しようとするものである。</p> <p>2ページ目をご覧いただきたい。8名のうち7名が再任、1名の方が新任である。1番の方は西小学校校長、2番の方は北河原小学校校長、3番の方は北小学校PTA会長、4番の方は新任で現在北河原地区自治会連合会長でこれまで自治会役員から選出されていた前行田市自治会連合会会長、前星河地区連合会会長の野中氏の後任である。5番の方は社会教育委員で北小学校放課後子ども教室のコーディネーターを務めて頂いている。6番の方は元教員で北河原小学校放課後子ども教室のコーディネーターを務めて頂いている。7番の方はNPO法人ふるさと創生クラブのスタッフで西小学校放課後子ども教室の教育サポーターを務めて頂いている。8番については、担当課長である。</p> <p>北小関係者が2名、北河原小関係者が3名、西小関係者が2名の合計7名で構成されている。なお、任期については平成27年12月1日から平成29年11月30日までである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 4番の新任の方は野中氏の後任ということだが、委員が1名減った理由は何かあるのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 1名減の小暮委員については、一身上の都合により北河原小学校の放課後子ども教室のスタッフを辞めたいという意向があり、併せて運営委員も辞めたいという意向であった。こちらとしては放課後子ども教室のスタッフの方に運営委員もやっていただきたいという考えがあったので後任の調整がつかなかった。今回の委嘱は1名減のままであるが、今後子ども放課後教</p>
--	---	--

	<p>議案第57号 行田市史編さん委員会委員の委嘱について</p>	<p>室を増設する計画をたてており、来年度新規校の導入を視野に入れている。次年度に学校数が増える可能性が高いので、その時運営委員の方に入っていただけるよう今回は8名の委嘱になっている。</p> <p>教育長 次年度というのはというのは28年度に1名増えるということによいのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 28年度の4月にバランスからすると2名増やしたいと考えている。運営委員会の要綱には運営委員は10名以内と定めがあるが、今後学校数が増えていった場合には要綱を見直す方向である。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長 議案第57号について説明する。 行田市史編さん委員会については、行田市史編さん委員会条例第3条の規定に従い8名の委員を委嘱しており、市史編さん計画の策定及び市史の編さんに関してご審議をいただいている。現在の委員の任期が平成27年11月30日をもって満了となるから全委員継続ということで別紙のとおり委員の任命を諮るものである。なお、任期については平成27年12月1日から平成29年11月30日までである。 市史編さんについては平成15年から始まる長い事業であり、現在まで市史の続巻、資料編等9冊を刊行している。今年度に解説書を完成させる予定であり、最後に平成30年度に資料編考古を完成させる予定である。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>
--	---------------------------------------	---

	<p>報告事項 いじめそらだんホットラインの相談状況について</p>	<p>岸田委員 私も委員の一人だが、古代はもう終わったのか。</p> <p>文化財保護課長 古代、中世の資料編は終わっている。考古がまだである。</p> <p>岸田委員 委員の先生方も考古は大変な部分だと言っていた。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育研修センター所長 「いじめそらだんホットライン」の現状について報告する。前回の教育委員会後、相談は入っていない。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 新聞報道等で他の県では先生方が子どもたちの問題を拾い上げることが出来なかったといった記事を見るが、ホットラインだけでなく校長会や教頭会等それぞれの組織を通して見逃すことのないようにお願いしたい。</p> <p>教育長 研修センターだけでなく、学校教育課との連携をはかっていじめを絶対に見逃すことのないように対応をお願いしたい。</p> <p>岸田委員 子どもはいじめられたことを隠そうとするので待っていてはわからないと思うので見つけてほしい。</p> <p>教育長 思春期の微妙な揺れ動く心の問題なので、慎重に対応しながら</p>
--	--	--

	<p>議案第50号 平成27年度一般会計教育費補正予算について</p>	<p>らいじめは早く発見し、早く解決する方向で進んでいくようお願いしたい。</p> <p>他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>議案第50号について説明する。</p> <p>本案につきましては、平成27年12月行田市議会定例会に平成27年度一般会計教育費補正予算を上程するため、教育委員会へ諮るものである。他の課が所管するところがあるが、一括して説明させていただく。</p> <p>初めに、歳出から説明させていただく。</p> <p>12月補正予算の4枚目、歳出の1ページをご覧ください。</p> <p>10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費について、650万円を増額補正しようとするものである。</p> <p>内訳としては、右ページの説明欄をご覧ください。</p> <p>19節 負担金補助及び交付金 を650万円増額するものである。これは、幼稚園就園奨励費補助金において、国の制度改正に伴う要綱改正により単価が増額したため、当初の計画より幼稚園就園奨励費に不足が生じることから増額補正するものである。</p> <p>次に、5項 社会教育費、2目 文化財保護費について、150万円を増額補正しようとするものである。</p> <p>内訳としては、右ページの説明欄になるが、14節 使用料及び賃借料 150万円を増額するものである。これは、当初の予定より試掘調査及び発掘調査個所の増加が見込まれ、発掘のために使用する器具機材の借上料が、不足することから、増額補正するものである。</p> <p>次に、歳入について説明させていただく。2枚戻り、歳入の1ページをご覧ください。</p> <p>13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費補助金 508万4千円を増額補正するものである。1節 教育総</p>
--	---	---

	<p>議案第51号 平成27年度障害のある児童生徒の就学に関する答申について</p>	<p>務費補助金のうち、右ページ幼稚園就園奨励費補助金が、要綱改正により単価が変更となり、事業費が増加したことから、国からの補助金も増加するため補正するものである。</p> <p>次に、12月補正予算書の6枚目をご覧いただきたい。</p> <p>債務負担行為の補正である。これは、平成28年度に予定している小・中学校英語指導助手付帯業務について、ALT12名を直接雇用するために付帯する業務を本年度中に契約し、4月1日から業務を実施できるよう、今回、限度額559万9千円の債務負担行為予算を措置するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 幼稚園就園奨励費補助金の歳出と歳入で金額が違うのはどういうことなのか。</p> <p>教育総務課長 補助金額が満額つくわけではなく、3分の1の補助から減額があり、73%の配分率である。</p> <p>鹿山委員 なぜ満額つかないのか。</p> <p>教育総務課長 国の予算の関係である。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	---

	<p>議案第54号 行田市産業文化会館の指定管理者の指定について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとりづくり支援課長</p> <p>議案第54号について説明する。</p> <p>本案は、行田市産業文化会館の指定管理者の5年間の指定期間が来年平成28年3月31日をもって満了となることから地方自治法第244条の2第6項の規定により新たに指定管理者を指定するため提案するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 行田市産業文化会館 2 指定管理者として指定するもの 行田市大字和田1242番地 公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団 理事長 工藤正司 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日 <p>今回の指定にあたっては、施設の特性、これまでの実績などを考慮し、現在の指定管理者である公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指名した。なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により地方公共団体が指定管理者を指名するときはあらかじめ地方公共団体の議決を得なければならないとされていることから、当委員会で承認いただいた後に上程案として12月定例市議会に議案として上程させることになる。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
	<p>議案第55号 行田市はにわの館の指定管理者の指定について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとりづくり支援課長</p> <p>議案第55号について説明する。</p> <p>本案は、行田市はにわの指定管理者の5年間の指定期間が来年平成28年3月31日をもって満了となることから地方自治法第244条の2第6項の規定により新たに指定管理者を指定するため提案するものである。</p>

	<p>議案第56号 行田市体育施設の指定管理者の指定について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 行田市はにわの館 2 指定管理者として指定するもの 行田市大字和田1242番地 公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団 理事長 工藤正司 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日 今回の指定にあたっては、施設の特性、これまでの実績などを考慮し、現在の指定管理者である公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指名した。 <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長 議案第56号について説明する。 本案は、行田市体育施設11施設について指定管理者の5年間の指定期間が来年平成28年3月31日をもって満了となることから地方自治法第244条の2第6項の規定により新たに指定管理者を指定するため提案するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 行田市体育施設（行田市総合体育館、行田市民プール、行田市門井球場、行田市下須戸運動場、富士見公園野球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、総合公園自由広場及び総合公園多目的広場） 2 指定管理者として指定するもの 行田市大字和田1242番地 公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団 理事長 工藤正司 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日 今回の指定にあたっては、施設の特性、これまでの実績などを考慮し、現在の指定管理者である公益財団法人行田市産業・
--	--	--

		<p>文化・スポーツいきいき財団を指名した。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 総合公園プール跡地はどうなるのか。</p> <p>スポーツ振興課長 今年度取り壊して来年度整備をし、29年度から多目的広場として開始する予定である。また、その時に指定管理者に追加させていただく。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるのか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>その他報告事項 第59回“浮き城のまち行田” 駅伝競走大会について</p> <p>スポーツ振興課長 資料のとおり</p> <p>地区文化祭の開催について</p> <p>中央公民館長</p> <p>第30回浮き城のまち行田少年の主張大会審査結果について</p> <p>ひとつくり支援課長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成27年12月24日(木) 午後2時00分
教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員